

篠崎中学校PTA規約（案）

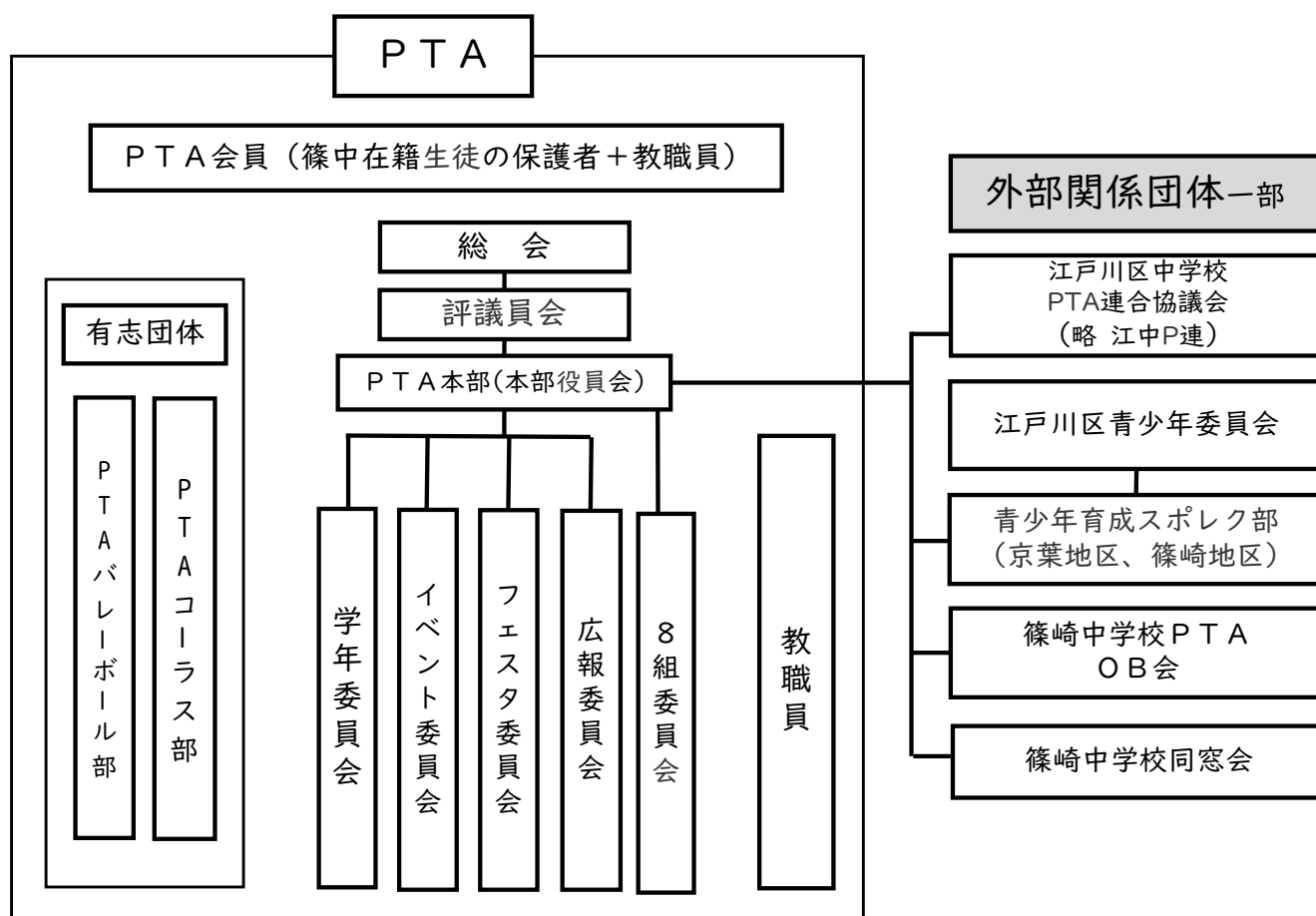
1：PTAとは

- ◆ PTAはParent-Teacher Associationの略で、各学校で組織された「保護者」と「教職員」による社会教育関係団体のことである。家庭と社会における生徒、青少年の幸福な成長を図ることを目的とする。
- ◆ 学区を組織範囲とする「地域団体」である。
- ◆ 様々な立場の会員が集まり組織する活動団体である。
- ◆ PTAの会員は定期的に入れ替わる。
- ◆ PTAは学校から独立した任意団体である。

2：篠崎中学校PTAの理念

- ◆ 第一に「生徒のために」を基本理念とすること。議題にあがる事柄を決議する際に、「生徒のために成るのか否か」を第一前提に考える。
- ◆ 生徒が学校のみならず、地域の大人や様々な地域団体・教育団体の助けがあった上で守られて生活していることを理解するとともに、地域に対しても活動を通して還元を行う。
- ◆ 保護者と教職員が一丸となり、生徒のより良い生育環境を作っていく。

3：篠崎中学校PTAの組織図



江戸川区立篠崎中学校PTA会則

第1章 名 称

第1条 本会は江戸川区立篠崎中学校PTAと称し、PTA本部を同校に置く。

第2章 目 的

第2条 本会は保護者及び教職員並びに地域社会との協力によって会員相互の向上と親睦を図り、篠崎中学校教育の振興に寄与することを目的とする。

第3章 活 動

第3条 本会は、目的達成のため、次の諸活動を行う。

- (1) 会員相互の親睦を深めるとともに、教養を高めるための諸活動を推進する。
- (2) 学校と緊密な連携に立って、家庭、地域における生徒の善導に努力する。
- (3) 生徒の福祉増進と健全育成の施策を推進する。
- (4) 学校の方針に基づき教育の向上と理解を深めることに寄与する。
- (5) 教育を目的とする関係諸団体、機関と緊密に連携協力し、地域の教育環境の整備充実を図る。

第4章 会 員

第4条 本会の会員は本校生徒の保護者及び教職員とする。

第5章 会 費

第5条 本会の経費は会費及びその他の収入金をもって賄う。

第6条 本会の会費は、1世帯に対し年額3,000円とする。

徴収方法についてはPTAの口座へ直接振込とする。

第7条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

第8条 転入に関しては、学期単位とし、学期途中での転入は残りの学期数×1,000円を徴収する（例 1学期途中で転入した場合は2,000円を徴収する）

第9条 尚、一度納入された会費は返金しないこととする。

第6章 PTA本部役員

第10条 本会の役員は次のとおりとする。

会長	PTA保護者より1名
副会長	PTA保護者より若干名
会計	PTA保護者より若干名
庶務	PTA保護者より若干名
会計監査	PTA保護者より2名

第11条 PTA本部役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在時は代行する。
- (3) 会計は本会の経理及び会計事務を司る。
- (4) 庶務は本会の庶務的事務を司る。
- (5) 会計監査は本会の監査を行い、その結果を総会に報告する。

第12条 PTA本部役員の任期は次のとおりとする。

- (1) PTA役員の任期は一年とし、4月1日から翌年の総会終了までとする。本人の希望があればPTA本部にて承認を得た上、総会で承認を得て再任を可能とする。
- (2) PTA会長の後任に候補者がいない場合に限り、総会での承認を得た上で、PTA会長の実子卒業後も一年のみ再任を可能とする。

第7章 委員会

第13条 本会の委員会は次のとおりとする。

- (1) 広報委員会
- (2) フェスタ委員会
- (3) イベント委員会
- (4) 学年委員会
- ※ 8組委員会

第14条 委員会の任務は次のとおりとする。

- (1) 広報委員会はPTA活動を広く会員に知らせるため、広報誌その他の編集及び発行にあたる。
- (2) フェスタ委員会は生徒及び学校内外の親睦を深めるため、篠中フェスタを企画し運営する。
- (3) イベント委員会は生徒・保護者・教職員及び地域の交流を深めるため、各学校イベント・地域イベントをサポートまたは運営する。
- (4) 学年委員会は学校運営のサポートにあたり、学校開催の各検定の試験監督の対応を行う。
- (5) 8組委員会は学級運営のサポートを学校と連携して行う。8組委員会に関しては、8組生徒の保護者のみで構成し、委員の選出方法は、8組担当の教職員と保護者に一任する。

第15条 委員会の任期は次のとおりとする。

委員会の任期は一年とし、4月1日より翌年3月31日までとする。

第8章 集会

第16条 本会の集会は次の通りとする。

- (1) 総会は年に1回開催する。開催時期は5月頃とする。
又は、会員の過半数の要求があったときは開催することができる。総会は本会の最高決議機関であって、会員の3分の2以上の出席を必要とし、事業及び予算等の重要事項を審議決定する。議決は出席者の過半数をもって行う。但し委任状をもって出席と認める。
- (2) 評議員会は本部役員及び各委員会の正副委員長、教職員をもって構成する。
総会に次ぐ決議機関とし、緊急時には総会に代わり決議できる。審議の議決は出席者の過半数をもって行う。
- (3) 本部役員会は、会長・副会長・会計・庶務・会計監査をもって構成する。
但し必要に応じて本部役員経験者・外部団体の出席を求めることができる。
評議員会に次ぐ決議機関とする。また、本部役員会での議案の決議は全本部役員の過半数、又は、本部役員会出席者の3分の2以上をもって行う。

- (4) 議題の重要性・緊急性が高い事案を決議する場合、臨時総会・書面総会をPTA本部が開催することができる。審議決定方法は第16条(1)に準ずる。
- (5) 規約の内容変更に関しては総会・臨時総会・評議員会での決議を必要とする。
委員会活動並びにPTA活動における決議は本部役員会にて行うことができる。

第17条 本会は個人情報取扱規定を制定し遵守するものとする。

附 則

平成12年4月 5日改訂
平成18年3月 9日改訂
平成19年3月12日改訂
平成23年5月27日改訂
平成24年3月 7日改訂
平成28年5月20日改訂
平成30年3月 8日改訂
令和6年5月15日改訂
令和7年2月17日改訂
令和7年4月11日改訂
令和8年4月11日改訂

本会則は、令和8年5月12日より施行（案）とする。

表彰並びに慶弔規定

第1章 表 彰

第1条 保護者の表彰規定

本部役員及び正副委員長とし、各役職を終えるときにその労をねぎらう。

第2条 教職員の表彰規定

感謝の敬意を表し、当校に在籍した期間1年につき1,000円の記念品贈呈
(但し、学校長は別途表彰)

第2章 慶 弔

第3条 教職員の結婚と出産

教職員の結婚には5,000円、出産には3,000円を贈る。

第4条 教職員もしくは教職員の家族の弔事

教職員の在職中に死亡した時は10,000円、教職員の両親及び配偶者・子供が死亡した時は5,000円を贈る。

教職員が在職中に1週間以上の入院もしくは1ヶ月以上の自宅療養があった時、病氣見舞いとして5,000円を贈る。

第5条 生徒もしくは保護者の弔事

生徒が在学中に死亡した時は10,000円、父母または保護者が死亡した時は5,000円を贈る。

第6条 P T A活動中の弔事

P T A活動中の事故による怪我・死亡の場合、P T A保険が適用になるかをP T A本部役員が確認し保険会社への通達を行う。

第Ⅰ章 PTA本部役員・委員の選考方法

第Ⅰ条 本会のPTA本部役員の選考方法は次のとおりとする。

10月から翌年2月末日頃までに候補者を選出し、PTA本部の過半数以上の合意の上で承認し、内定通知を発行する。翌年度5月頃の総会にて本承認とする。

第2条 PTA本部役員の恩典は次のとおりとする。

- (1) PTA本部役員の退任後は、在籍中に産まれている下の子を対象とした委員会活動が免除される。但し、本人が希望する場合は委員会の参加を可能とする。
- (2) PTA本部役員経験者（現役・退任共に）は実子の「入学式」「卒業式」において「本部役員優先席」に座ることができる。
- (3) 現役PTA本部役員は実子の「運動会」「合唱コンクール」等において運営の手伝いを行うことで「本部役員優先席」に座ることができる。